

平成 24 年 10 月 22 日

保 育 課

今後のたかはた保育園に関する保護者説明会（第 3 回）の要旨について

1 開催日時及び開催場所

平成 24 年 10 月 17 日（水） たかはた保育園ホール

午後 6 時～午後 8 時 出席人数 43 人

平成 24 年 10 月 19 日（金）午後 7 時～午後 11 時 30 分 出席人数 33 人

2 市側出席者

子ども部長 大島康二 保育課長 高橋真二 保育課課長補佐 高原洋平

3 配布資料

（1）たかはた保育園機能移転に伴う移転場所等について

（2）案内図

（3）開発基本計画の概要説明図

（4）機能移転項目一覧表

（5）今後のたかはた保育園に関する保護者説明会（第 2 回）の要旨について

（6）たかはた保育園機能移転のガイドライン（案）

（7）保護者からの質問事項

（8）社会福祉法人 菊美会のパンフレット

（9）日野第二保育園のパンフレット

（10）日野第二保育園の平成 24 年度園の概要

4 説明会における市からの説明（要旨）について

たかはた保育園の機能移転に伴う移転場所等について

（1）移転場所 日野市新井 863-106 ほか

（2）移転後の定員 150 人（現在は 120 人）

（3）受託運営法人 社会福祉法人菊美会

（4）移転場所及び運営法人決定の経過

（5）転園における調整指数 10 点を加算する。

5 主な質問（要望）及び回答（保護者からの質問への回答を含む）

質問 1 延長保育料は、案 1（8 時まで開所 1 回 350 円）と案 2（7 時まで開所 月額 2,500 円）が示されている。子どもと一緒に夕飯を食べることを大事にしているため、案 1 だとそれが出来なくなる。その点についてはどのように考えているか。

回答 2 確かにそれを理由にたかはた保育園を希望した保護者の方もいると思っている。一方、保護者の皆様の考えは色々あると思ったので、2 つの案を示した。保護者会で話し合っていたきたい。

質問 2 延長保育料は、途中で案 1 に戻るのか。

回答 2 在園児が卒園するまでの間ということで案 2 を示した。現在の在園児が卒園した段階で保護者の皆様と法人と協議していきたい。

質問 3 転園の調整指数は、来年・再来年の 4 月の入所に適用と考えていいか。

回答 3 考えていい。

質問 4 機能項目一覧表の NO16 のことを詳細に説明してほしい。

回答 4 かばん・プレザー・スモッグ・トレパン・トレシャツは、菊美会ではお金がかかるが、新しく買う場合は買ってほしい。今使っているものはそのまま使っていていい。カラーキャップ・防災頭巾については、現在のたかはた保育園のものを持って行く予定。三者協議会でも話し合っていく。

質問 5 新園でのクラス編成はどのようになっているのか。

回答 5 現在、2 歳児は 2 クラスある。新園での 2 歳児は図面上 1 部屋であるが、今後の設計の対応を確認する。

質問 6 新園で持ち物を買う場合、どのくらいの値段になるか把握するため、値段表を示してほしい。

回答 6 了解した。

質問 7 日野第二保育園のパンフレットをみると行事が多いようだが、保護者と園の関わりはどのようになっていくのか。

回答 7 行事については、現在運動会・発表会であるが、新園ではあと 2.3 回行事が増える。行事の準備は出来るだけ保護者の負担は少なくする。当日も必ずしも出席しなければならないわけではない。

質問 8 横浜市の保育園民営化における裁判では「早急な民営化は、市の裁量の範囲を逸脱し、乱用したもので違法だ」との判決である。

児童福祉法は、保育所選択について保護者の法的な利益を保障している。

保護者の同意をえて、廃園民営化をすすめるとしていたが、保護者は廃園民営化の中止を求めたが聞き入れてもらえなかった。保護者の同意とは、どのように得るのか。判例を踏まえたうえでの日野市の考えを教えてほしい。

回答 8 横浜地方裁判所の判決では、民営化の発表から実施までの期間が 1 年間と短く、裁判所としては、市と保護者の間での建設的な話し合いが期待できるという状況にはなく、早急な信頼関係の回復が見込める状況になかった。公立保育所を民営化するについて、保護者全員の同意が必要とまでは解されることはなく、民営化するという判断自体は任命権者の裁量権の範囲内のことと解する余地もないではないが、このような状況の中で、市が民営化を 1 年後に実施するとしたことは、その裁量権の範囲を逸脱、濫用したものであり、違法であると認める。

東京高等裁判所での判決は、移行期間及び保護者の理解等において必ずしも十分とはいえないものの、説明会を開催したり等、保護者の利益を最大限尊重しており、保護者の利益を侵害するものではないとした。

最高裁判所では、保育所廃止条例の取消訴訟が行政事件にあたることは示したが、保育所を民営化するにあたっての手続きについて、対象である児童が卒園していたこともあり、横浜地方裁判所の判決と、東京高等裁判所の判決の相違について、言及していない。

その後の裁判等（大阪地裁）において、特定の保育所で現に保育を受けている児童及びその保護者は、保育の実施期間が満了するまでの間は当該保育所における保育を期待し得る法的地位を有する。一方、財政的制約その他諸般の事情を考慮した上での政策的な裁量判断に委ねられているとしている。児童及び保護者に与えた影響とを対比して、その判断が合理性を欠くような場合には、児童及び保護者の保育を受けることを期待し得る法的地位が違法に侵害されたとして裁量違反になる。

判例ではこのように整理されているが、日野市では、保護者、運営法人とともに協議していき、子ども・保護者の不安がないように、引き続き丁寧な対応をしていきたいと考えている。

質問 9 設計事務所は、保育園の建設経験はあるのか。

回答 9 4 園の経験がある。

質問 10 設計にあたり、保護者の要望は反映できるのか。また、設計図面は示してもらえるのか。

回答 10 現在、基本設計を実施している。基本設計が終了する 11 月までに要望をいただきたい。

質問 11 三者協議会以外に保護者との話し合いの場を設けてほしい。

回答 11 了解した。

質問 12 地域住民が反対しているが、反対により平成 26 年 4 月に移転出来なかったらどうなるのか。

回答 12 地域住民の理解が得られるよう努力する。また、遅れた場合にあっては、保育がなくなるようなことはしない。実際はこの場で保育していくしかない。市としては平成 26 年 4 月に新園で保育ができるよう努力する。

質問 13 時間がないことを理由に物事が進んでしまう。ここで場所が決まったのだから、ここからスタートするべきである。平成 26 年 3 月に土地を返すことを白紙にし、保護者ととともに話し合うべきである。

回答 13 借地を返還する期限は守りたい。市としてここはゆずれない。

質問 14 新園が建設する場所の入口の道路が狭い。現在の 4m の道路ではすれ違いも出来ない。この道路は拡張されるのか。自動車・自転車・歩行者が通れるようにしてほしい。またそれによって、ガードレール・ミラー等も必要になってくる。

回答 14 保護者の皆様の気持ちは理解している。気持ちに答えられるよう努力していく。

質問 15 騒音の問題で近隣住民の理解が得られるのか。

回答 15 地域住民の理解が得られるよう努力する。

質問 16 駐車場はどのくらい確保されるのか。診療所の診療時間等の関係もありそれなりの台数が必要になる。

回答 16 現在、菊実会と設計会社と協議している。今後、診療所とも協議し、保育園専用スペースと共有スペースで駐車台数を確保していきたい。

質問 17 診療所と複合施設であり建物自体は同じ棟である。その場合、診療所へ来院される患者さんからの感染についてどのように考えているか。

回答 17 診療所は内科・小児科を予定していると聞いている。診療所と保育園との複合施設だが、当然建物をしきっている。入口も違うことから動線も異なるため、患者さんからの感染は問題ないと考えている。イメージとしては、たかはた北保育園。

質問 18 財政状況について、もう少し詳細に教えてほしい。

回答 18 財政非常事態宣言がでている。人口は変わらず高齢者が増えている中、市税収入は横ばいである。保育園運営や生活保護費などの扶助費だけで約 200 億あり市税を上回っている。全体予算 517 億のうち、保育園関係は約 50 億の予算である。全体予算に占める保育園関係の予算割合は他の事業と比べても高い。これは保育園を開設し定員を 2000 人増やしたことによる。それでも待機児童がいる。この状況を解決するうえで、国・都からの補助金が得られる民間保育園への移行という選択をせざるをえない。

質問 19 公立保育園から民間保育園へ移行すると、民間保育園を 2 園つくれると説明があつてが、今後はどのような計画になっているのか。また、高幡不動駅の南側に保育園をつくる予定はないのか。

回答 19 平成 25 年度に既存の認可保育園の定員を拡大する。また、時期は未定だがただいま地区に保育園を開設する予定がある。高幡不動駅南側の保育園開設については、開設することができる土地がない。

質問 20 説明をしていれば、保護者の同意はいらないということだが、説明責任は果たしていると思っているか。

回答 20 十分ではないが、その時に説明できる内容を説明している。

質問 21 建設地の 25m 範囲の近隣の合意がないと出来ないと聞いているが、合意できるのか。

回答 21 まちづくり条例上、合意がないと出来ないものでもない。今後、近隣住民・事業者の間に市が入り、調整して進めていく。

質問 22 アンケートにおいて、ほとんどの保護者が反対している。合意を得られなくても進めて行くのか。

回答 22 進めて行く。保護者の皆様の気持ちは重く受け止めている。やむを得ないという気持ちの整理をしていただきたい。市としては出来る限り皆さんの負担をかからないようにしていく。

質問 23 法人の審査項目及びメンバーを提示してほしい。

回答 23 了解した。

質問 24 日野第二保育園・たかはた北保育園の見学は可能か。

回答 24 可能である。

質問 25 合同保育をどのように考えているか。

回答 25 移転の半年前に菊美会の職員がたかはた保育園にきて保育を一緒にする。移転後は 1 年程度現在のたかはた保育園の担任等が新園にいき、合同保育をする。

質問 26 移転先の建設費に対する補助について教えてほしい。

回答 26 建設費に対しての補助はある。国・都の補助制度を活用し、運営法人に対して予算の範囲内で補助していく。

質問 27 地域住民の反対の理由は、不誠実・不透明・不公平な市の姿勢である。市から積極的にかかわり、解決に努めるべきである。

回答 27 努力していく。

6 たかはた保育園父母会との約束事項

- (1) 説明会は最低3カ月に1回開催する。
- (2) 三者協議会を開催する。
- (3) 三者協議会以外に話し合いの場を設ける。
- (4) 新園での持ち物の値段表を提示する。
- (5) 運営法人審査項目及びメンバーを提示する。